

令和 7 年度 宇都宮市

小規模多機能型居宅介護／看護小規模多機能型居宅介護

整備事業者募集要項

1 募集の趣旨

宇都宮市では、「第 10 次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第 9 期宇都宮市介護保険事業計画」（令和 6～8 年度）に基づく介護サービス提供基盤の整備として、小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護の整備を進めるため、当該事業所の整備・運営を行う法人を公募します。

2 募集内容

(1) 対象事業所及び整備数

対象事業所：（介護予防）小規模多機能型居宅介護
看護小規模多機能型居宅介護

整備数：2 事業所

※ 登録定員 29 人以下

(2) 募集圏域

募集圏域 (圏域)	西, 桜 / 御幸, 御幸ヶ原, 平石 / 富屋, 篠井 / 河内 (田原中学校区) / 河内 (河内中学校区)
--------------	---

※ 募集圏域（未整備圏域）に整備することを優先としますが、市内 5 ブロック（東部エリア・西部エリア・南部エリア・北部エリア・中央エリア）の中で整備することも可能とします。

※ 日常生活圏域図参照

3 募集条件等

(1) 着工及び整備完了の時期（備品購入を含む）

ア 着工時期

整備事業者選定後、速やかに入札等の必要な手続を経た上で着工すること。

イ 完了時期（建物の竣工検査終了まで）

令和 8 年 3 月 31 日まで

(2) 他事業との合築等

- ・ ユニット型特別養護老人ホーム（広域型）又は介護老人保健施設の敷地内に整備する場合、当該入所施設等とは別棟とし、事業所や設備は共用できません。
- ・ 他の介護サービス事業所等との合築又は併設が可能ですが、事業所や設備は共用できません。

(3) 土地の条件等

- ・ 法令等に基づく規制解除や開発許可等が見込まれる土地であって、事業所の建設及び用途に支障がないようにしてください。

- ・ 事業所を整備する上で必要な土地は、整備を行う法人が所有又は取得の予定があるものとします。なお、事業所を運営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記するものであれば、借地でも可能とします。
- ・ 建物を自己所有せず、事業の運営のみを行う場合は、事業所を運営する事業の存続に必要な期間の賃貸借契約が必要です。

(4) 整備資金に対する補助

選定された事業者に対し、栃木県が実施する令和7年度の「栃木県地域医療介護総合確保基金」を活用し、下記に示す上限の範囲内で施設整備費及び開設準備経費（備品購入費等）に係る補助を予定しております。ただし、整備する建物が事業者の自己所有とならない場合、施設整備費に係る補助金の交付対象となりません。

ア 施設整備費に係る補助

【新設の場合】 1施設当たり 36,600千円以内

【空き家を活用した場合】 1施設当たり 9,710千円以内

イ 開設準備経費に係る補助

【新設又は空き家を活用した場合】 1床当たり 914千円以内

※ 令和7年度補助金については、県・市における予算成立が条件のため、補助の実施が確定したものではなく、補助額が調整されることや交付されない場合があります。

そのため、補助金が交付されない場合等も念頭におき、十分に対応できる場合に限り応募してください。

※ 補助を受けて整備した後、事業の廃止や別の事業への転用等を行う場合は、補助金の返還が必要になる場合があります。

(5) 基準の遵守

応募を行う前に、「宇都宮市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」、「宇都宮市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」及び「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」を精読し、内容等を確認してください。

なお、応募者は本要項に記載した諸条件のほか、土地及び建築物（合築や併設）等並びに公募対象のサービスだけではなく、計画全体について関係法令（社会福祉法、老人福祉法、介護保険法、建築基準法、都市計画法、消防法など）や通知等を遵守してください。また、必ず所管部署に確認を行ってください。

(6) 選定後の計画の変更について

整備事業者として選定後の整備計画の変更は、原則認められません。

利用者サービスの向上につながるものや、事業所の実施設計に伴う等やむを得ないもので審査結果に影響を与えないもののみ、本市と協議の上、認めることとします。

また、指定する完了時期までに完成が見込めない場合、選定を取り消すことがあります。

4 応募資格

応募する資格を有する者は、次のとおりとします。

ア 応募する時点において、応募者が法人格を有していること。

イ 応募者（運営法人）自らが開設し、指定を受けるものであること。

ウ 応募者及びその関係者が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団及び暴力団員又はこれらの者と社会的に関係がある者でないこと。

エ 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第4項及び介護保険法第115条の12第2項の規定による欠格事項に該当しないこと。

オ 事業計画が確実なものであること。

<注意事項>

地域密着型サービスでは一部の事業者について、厚生労働大臣が定める研修を指定までに受講済若しくは修了が確実（現在研修申込済など）であることが指定の要件となります。

資 格 ・ 研 修 要 件 等 の 内 容	
☐ 代表者	特別養護老人ホーム等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了している者
☐ 管理者	特別養護老人ホーム等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、「認知症対応型サービス事業管理者研修」を修了している者
☐ 計画作成担当者	介護支援専門員であって、「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」を修了している者

5 日程

募集及び選定のスケジュール（予定）は、次のとおりです。

令和7年2月14日～令和7年5月13日	募集要項等の公表（本市HP）
令和7年2月14日～令和7年4月25日	質問の受付
令和7年5月13日～令和7年5月15日	応募書類の受付
令和7年5月16日～	1次審査（応募要件等の審査）
令和7年6月下旬	1次審査結果の通知 （2次審査日時の通知）
令和7年7月初旬	2次審査 （書類審査及びヒアリング審査）
令和7年7月中旬	事業者の選定・通知・公表

※ 2次審査の日時等については、1次審査通過者に個別に通知します。

※ スケジュールは前後する場合があります。

6 応募手続

(1) 応募書類の提出

応募者は、本市ホームページに掲載される「提出書類一覧」に定める書類を、下記のとおり提出してください。

提出書類等は本市ホームページ（ページID：1026776）からダウンロードしてください。

ア 予約期間 令和7年5月 7日（水）～令和7年5月13日（火）
（8時30分～17時15分）

※ 混雑緩和のため、必ず上記期間内に受付の予約をお取りください。

イ 受付期間 令和7年5月13日（火）～令和7年5月15日（木）

※ 受付予約の際に、上記期間から日時を指定いたします。

ウ 場 所 宇都宮市保健福祉部保健福祉総務課
（市役所本庁舎2階D4-2番窓口）

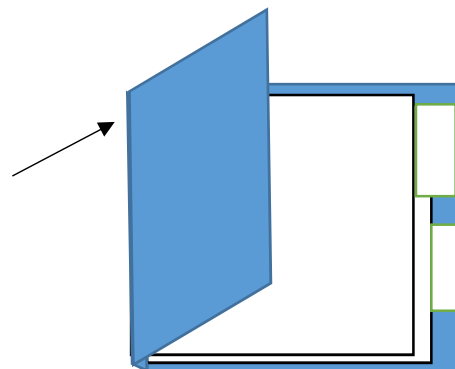
エ 提出部数 10部（正本1部，副本9部）

※ 副本はコピー可

※ 提出書類は、A4サイズのフラットファイル等に綴り、提出。
書類一覧の区分番号ごとにインデックスを付け、表紙・背表紙に法人名、整備年度、サービス名を記載してください（ただし、図面はA3とします）。

【ファイル作成例】

【応募申請書（正本）】 株式会社〇〇 令和7年度整備 小規模多機能型居宅介護
--



（インデックス拡大図）

(1) 整備計画概要書

オ 提出方法 提出場所へ直接持参（郵送及び電子メールによる提出は不可）

※ 最終日の17時15分を過ぎた場合は受け付けません。

(2) 質問等の受付

本要項に関する質問は、質問書（提出書類と同じページからダウンロード）に内容を簡潔にまとめて記入の上、FAX又は電子メールにより、下記担当課まで送付してください。

※ なお、質問に関して応募者全員に周知すべき内容と市が判断した場合は、ホームページで公表します。

送付先 宇都宮市保健福祉部保健福祉総務課 介護事業者指導グループ

F A X : 0 2 8 - 6 3 9 - 8 8 2 5

E-Mail : u1901@city.utsunomiya.tochigi.jp

※ 件名を「地域密着型サービス整備事業者募集に関する質問」として
てください。

7 審査等

応募者から提出された提案については、次のとおり 1 次審査及び 2 次審査を行い、その審査結果に基づき、市が事業者を選定します。

本事業において、応募者がいない場合又は審査の結果により基準を満たさなかった場合は、事業者の選定を行いません。

(1) 1 次審査（応募要件等の審査）

本市において、本要項に規定する条件、市条例及び関係法令等について、応募書類等により審査します。

(2) 2 次審査（書類審査及びヒアリング審査）

1 次審査通過者に対し、外部の有識者で構成する宇都宮市社会福祉施設等事業者選考専門委員により、次の観点等から、応募書類による書類審査及びヒアリング審査を実施します。

ア 事業の実施方針（応募動機、理念、資金計画等）

イ 代表者等の能力・適性（経営能力、介護保険制度の理解等）

ウ 建築計画等（立地、資金計画、設計内容等）

エ 職員（人材確保、人員配置、資質向上）

オ 運営計画（利用者処遇、緊急時・感染症対策、サービスの質等）

カ その他（介護ロボット・ICTの活用取組、未整備圏域への整備等）

(3) ヒアリング審査の注意事項

- ・ 出席者は、理事（役員）又はそれに準じる者 1 名及び管理者予定者 1 名の計 2 名とします。
- ・ 応募者から委託された業者（コンサルタント等）による代理出席は認めません。

8 結果通知等

(1) 審査結果の通知

審査結果は、1 次審査・2 次審査ごとに応募者に文書により通知します。

(2) 応募の概況等の公表

応募者数、選定法人等については、市ホームページ上で公表します。

9 応募に当たっての留意点

(1) 費用負担について

応募に関して要する一切の費用については、応募者の負担とします。

(2) 応募書類の変更について

応募書類の受付以降における差替及び再提出は原則として認めません。

ただし、市が必要と判断した場合は、書類の修正、追加資料の提出等を求めることや、聞き取りを行うことがあります。

なお、受付後の応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。

(3) 虚偽の記載があった場合について

応募者が提出した書類に虚偽の記載があった場合は、応募・選定を無効とします。

また、虚偽の記載をした者について、所要の措置を講じることがあります。

(4) 個別相談や審査内容に係る問合せについて

応募者（コンサルタント等の関係者を含みます）から本市担当者等に対して自らの応募書類・提案内容の優劣等を質問する等の個別相談、審査内容に係る問合せは、公募の公平性・公正性を期するため審査の事前・事後とも受け付けません。

(5) 入札及び契約について

補助金の交付を受けて整備を行う際は、本市の手続きに準拠した入札及び契約等を行わなければなりません。

(6) 指定の条件について

当該事業の運営を行う地域については、基本的には選定された日常生活圏域に限ることを指定の条件とします。

<問合せ先>

宇都宮市 保健福祉部 保健福祉総務課 介護事業者指導グループ
〒320-8540

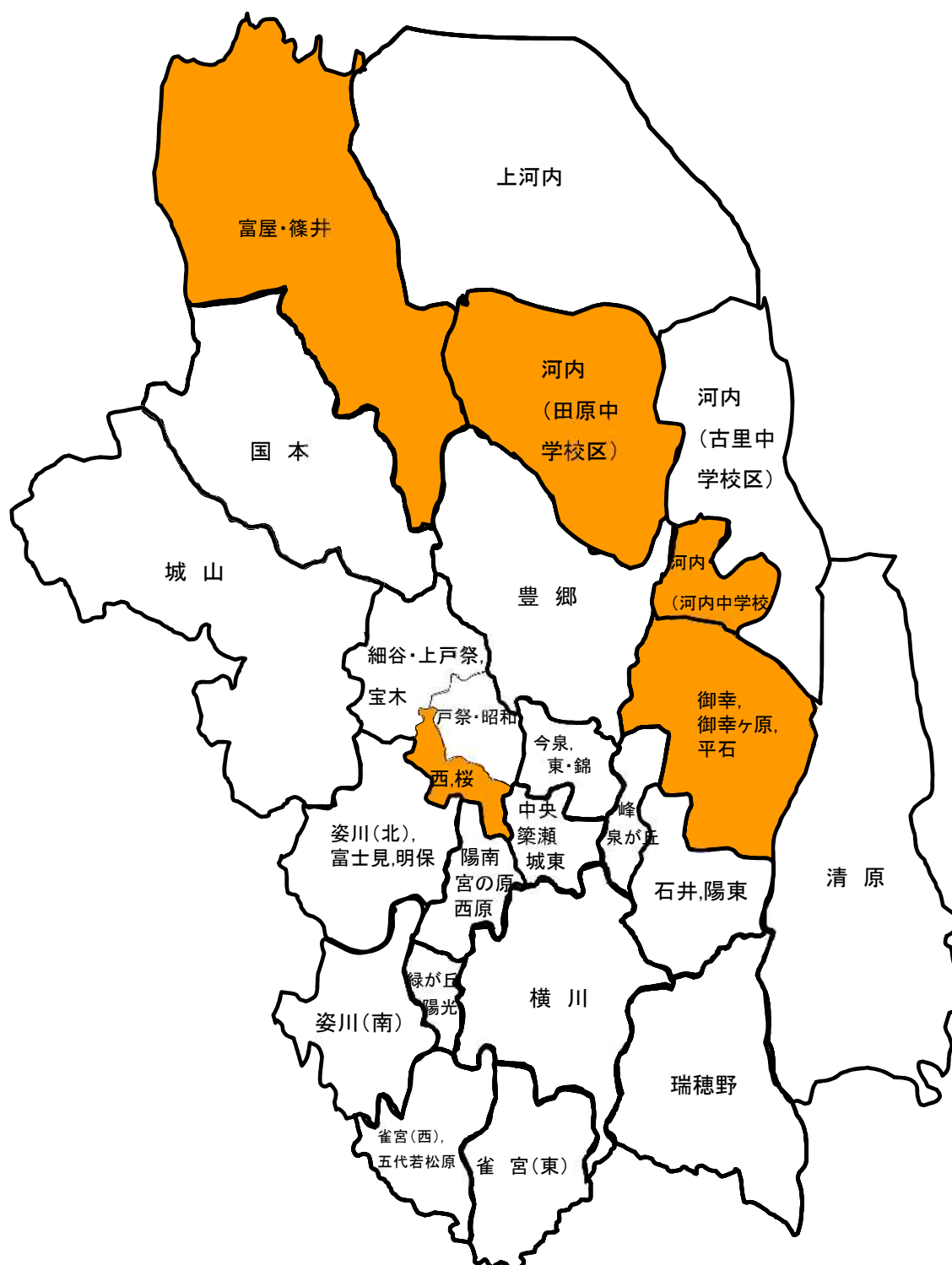
栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号

電話 028-632-2932 FAX 028-639-8825

E-mail:u1901@city.utsunomiya.tochigi.jp

日常生活圏域図

《小規模多機能型居宅介護(看護小規模多機能型居宅介護含む)未整備圏域 5圏域》



日常生活圏域図

◀ 小規模多機能型居宅介護(看護小規模多機能型居宅介護含む)整備圏域
5ブロック(東部エリア・西部エリア・南部エリア・北部エリア・中央エリア)図 ▶

